

## 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の拡大について

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の拡大」及び「地域整備方針の変更」に係る申出を国に対して行った（平成 25 年 5 月 13 日付）結果、パブリックコメント等所要の経路を経て、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」について、閣議決定された（平成 25 年 7 月 9 日付）。

「地域整備方針の見直し」については、都市再生本部により決定された（平成 25 年 7 月 5 日付）。

### 1 内容

都市再生緊急整備地域に定められている「札幌駅・大通駅周辺地域」の区域を拡大するとともに、特定都市再生緊急整備地域に定められている「札幌駅・大通駅周辺地域」の区域を拡大する。

都市再生緊急整備地域名		都市再生緊急整備地域に係る面積		特定地域に係る面積	
変更前の名称	変更後の名称	変更前	変更後	変更前	変更後
札幌駅・大通駅周辺地域	札幌都心地域	144ha	225ha (62ha 拡大)	110ha	145ha (35ha 拡大)
札幌北四条東六丁目周辺地域		19ha		—	

※ 地域の拡大に伴い、「札幌駅・大通駅周辺地域」及び「札幌北四条東六丁目周辺地域」を統合し、「札幌都心地域」に名称変更

### 2 区域を拡大する理由

#### (1) 都市再生緊急整備地域

北三条通、大通、東四丁目線などの骨格軸・展開軸の強化、北 4 東 6 周辺地区での新中央体育館建設、苗穂駅周辺での新駅舎整備とそれに伴う駅前広場、自由通路の整備等を通じて、民間開発を促し、官民一体となって成熟社会における新たな市街地の形成を図るため。

#### (2) 特定都市再生緊急整備地域

国際競争力があるビジネス（職）の中心地である「札幌駅・大通駅周辺地域」のビジネスマンに、住居等生活空間（住）を提供するエリアとしての北 4 東 6 地域及び北 3 東 11 地域（苗穂駅周辺）の開発を通じて、主に良質な住宅供給、高水準な医療・福祉施設の集積を進めるとともに、都市間・都市内移動を円滑にする道路等の基盤整備、環境に配慮したエネルギー供給拠点の構築、まちづくりに合わせた緑の創出や防災拠点の整備を図るため。